

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（平成20年四国地方整備局告示第63号）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道事業 中讃流域下水道（大東川処理区）

2 施行者の名称

香川県

3 事務所の所在地

高松市番町4丁目1番10号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

昭和52年建設省告示第1622号、昭和54年建設省告示第48号、昭和54年建設省告示第1157号、昭和56年建設省告示第43号、昭和58年建設省告示第1853号、昭和58年建設省告示第2058号、昭和59年建設省告示第1421号、昭和60年建設省告示第957号、昭和62年建設省告示第1009号、平成5年建設省告示第1191号、平成9年建設省告示第2032号及び平成17年四国地方整備局告示第30号の事業地のうち、坂出市坂出町字北谷、綾歌郡宇多津町字平山及び浜九番丁並びに丸亀市綾歌町富熊字本村及び字沖並びに栗熊東字下河西、字上河西及び字北池下を削り、坂出市番の州公園、綾歌郡宇多津町字吉田及び丸亀市飯山町下法軍寺字岡地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし